

# 「情報公開文書」

(最終更新日 2025 年 12 月 8 日)

受付番号： 受付-43181

課題名： 歯科用コーンビーム CT を用いた歯根および根管形態に関する研究

## 1. 研究の対象

2016 年 1 月～2025 年 11 月までに東北大学病院で歯科用 X 線検査と歯科用コーンビーム CT の両方の検査を受けられた方のうち、異常根（管）および過剰根（管）を有する歯牙

## 2. 研究期間

2017 年 10 月(倫理委員会承認後)～2028 年 3 月

## 3. 研究目的

歯科用コーンビーム CT (CBCT) は歯根や根管の 3 次元的な形態を詳細に把握することのできる画像検査法である。しかしながら、う蝕や歯周炎の診断には保険適用はなく、う蝕や歯周炎の治療前に本画像検査が施行されることはほとんどない。難治性根尖性歯周炎と診断された後に CBCT 検査が適用されることがほとんどで、治療前の画像検査では検出できなかった稀な歯根・根管形態が見つかることは少なくない。そこで本研究では、CBCT にて難治性や治療困難が予測される希少な形態を呈する歯牙について、歯科用 X 線写真における特徴的な所見を明らかにすることで、歯科治療前の診断に役立てることを目的とする。

## 4. 研究方法

CBCT にて稀な形態を呈した歯根や根管を有する未治療歯について、歯根形態や根管数の詳細やそれらの出現率、歯科用 X 線写真における画像所見パターンやその割合を検討する。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：カルテ番号、性別、年齢、既往歴、病歴、臨床所見、臨床検査所見、等  
試料：MRI、下唇小唾液腺の病理組織、等

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

022-717-8390

東北大学大学院歯学研究科 歯科医用情報学分野 小嶋郁穂（研究責任者）

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合